仙北地域振興局庁舎空調設備点検整備業務委託仕様書

- 1 業務名 仙北地域振興局福祉環境部空調設備点検整備業務委託
- 2 履行場所 大仙市大曲上栄町13番62号 仙北地域振興局福祉環境部
- 3 履行期間 契約日から令和7年12月22日まで
- 4 業務内容
 - (1) 内容

ア 空調設備の点検整備 1式 イ フロン類漏えい点検 1式

(2) 機器及び数量

ガスヒートポンプ (GHP) エアコン室外機2台ヤンマー YWCP850L1PB1台ヤンマー YWCP710L1PB1台

(3) 点検実施項目

機器製造者の保守点検要領等を遵守し、次の項目について実施する。

ア エンジン系

- (ア) エンジンオイルの補充・交換
- (イ) オイルフィルターの交換
- (ウ) 点火プラグの交換
- (エ) バルブクリアランスの調整
- (オ) 冷却水 (不凍液) の補充・交換
- (カ) 排気ドレンフィルタの補充、パッキン交換等
- イ 配管関係
 - (ア) 燃料ホースの点検
 - (イ) 冷却水ホースの点検
- ウ駆動系
 - (ア) Vベルトの交換・調整
- エ 圧縮機
 - (ア) 冷媒・冷凍機油漏れ点検
 - (イ) 本体の点検
- 才 室外機総合
 - (ア) 運転音・振動、錆、がたつき等の点検
 - (イ) フィルタの点検・清掃
 - (ウ) 運転データの確認
- カ フロン類漏えい点検(定期点検)
- (4) 定期交換部品
 - ア エンジンオイル
 - イ オイルフィルター
 - ウ 点火プラグ
 - 工 冷却水 (不凍液)
 - オ Vベルト

カ 排気ドレンフィルターパッキン、シート

5 有資格者による実施

フロン類漏えい点検(定期点検)については、「フロン排出抑制法Q&A集(令和2年3月第6版)」別紙2で定めた者が実施すること。

6 報告書の提出

- (1) 受注者は、業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。
- (2) 室外機の点検整備終了後、点検整備内容について報告書を提出すること。
- (3) フロン類漏えい点検結果については、「冷媒漏えい点検・整備記録簿」を作成し、1 部提出すること。

7 その他

- (1) 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- (2) 業務を実施する上で疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、決定する。